

事業者の皆様へ

事業系ごみの減量、資源化、適正処理に努めましょう

事業活動に伴って排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者自らの責任において適正に処理することが定められています。

事業系ごみは、事業者処理責任があります。

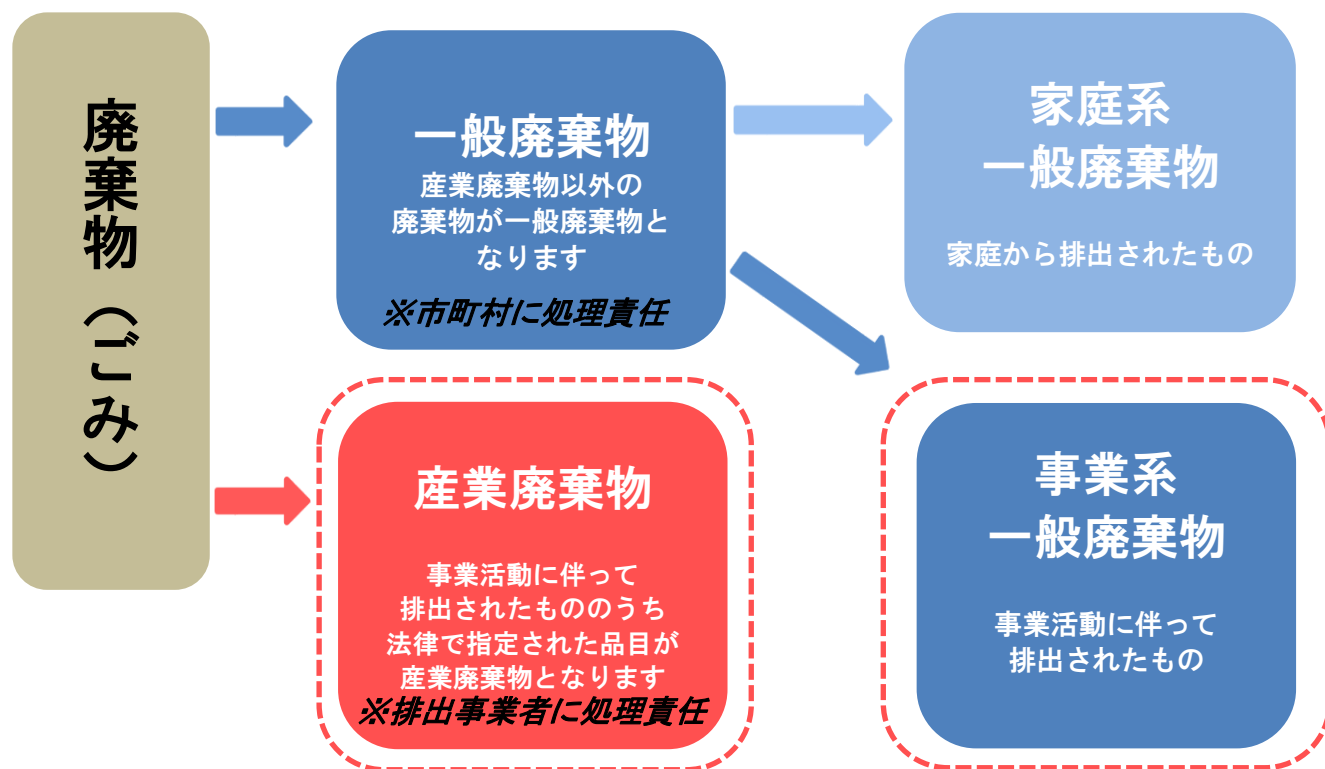
※地域のごみステーションやリサイクルステーションには出せません。

(飲料用の缶・びん・ペットボトルや蛍光灯・乾電池も出せません)

※瑞浪市の指定ごみ袋をお使いいただくことはできません。

廃棄物の分類

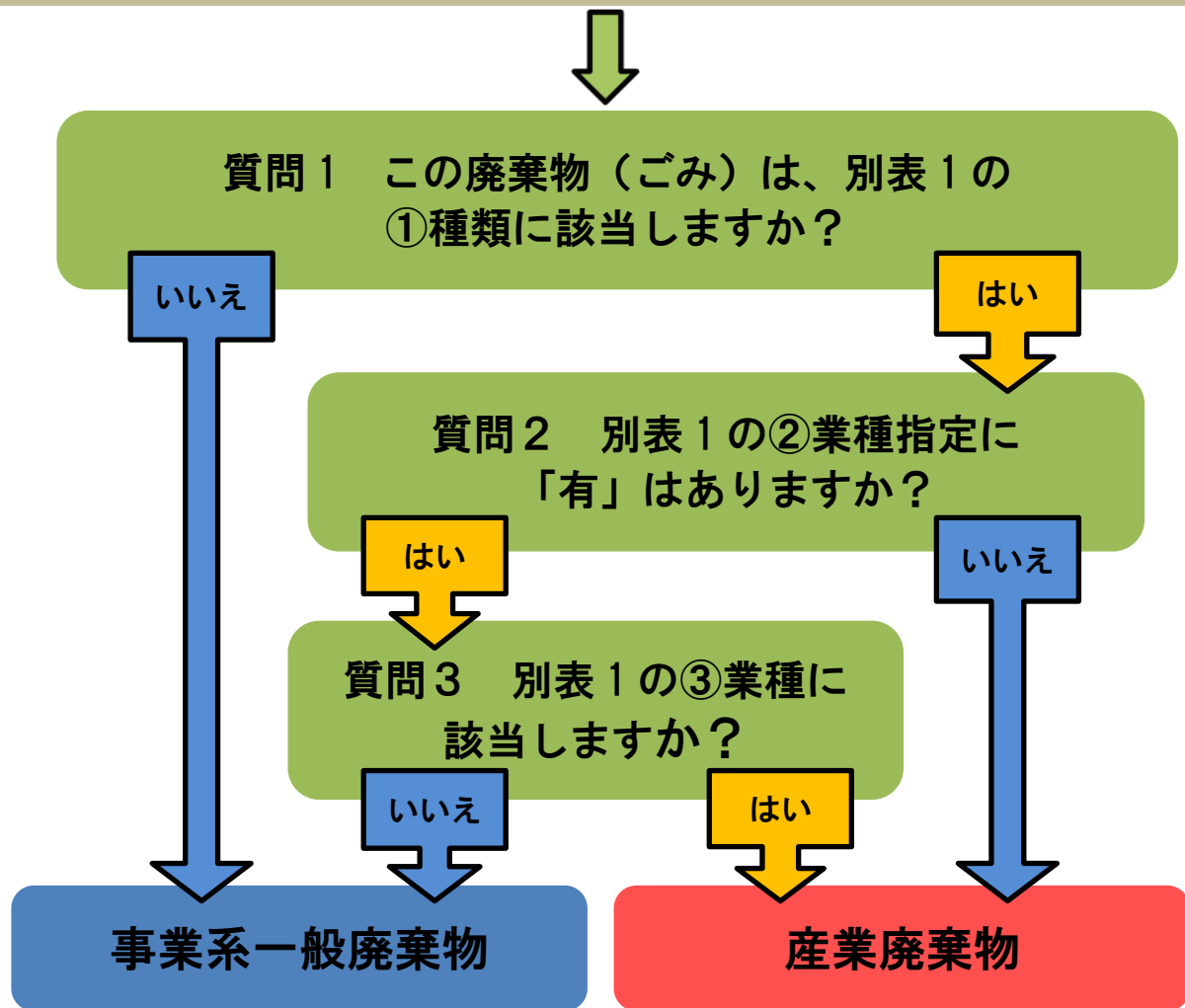
廃棄物（ごみ）は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、さらに「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。



は、事業ごみです。事業系ごみには
事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。

一廃・産廃フローチャート

事業活動に伴って発生した廃棄物（ごみ）



◎事業系一般廃棄物については、直接クリーンセンターに持込むか、下記の許可業者に収集を依頼してください。料金は、許可業者にお問い合わせください。

(有)中部環境	瑞浪市土岐町 1187-1	0572-67-0385
(株)橋本	可児市下恵土 1-39	0574-63-1111
東濃故紙センター (株)	瑞浪市土岐町 6569-3	0572-68-5945

◎産業廃棄物について、瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により、市の処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分を次のように定めています。

1. 焼却処理

木くず、ゴムくず、廃プラスチック類

2. 埋立処理

金属くず、ガラスくず、陶磁器くず

瑞浪市クリーンセンター 0572-68-6010
瑞浪市経済部環境課 0572-68-9806